「表紙共12枚」

令和3年3月

定例総会議事録

日田市農業委員会

- 1 日 時 令和3年4月8日(木曜日) 午後1時30分
- 2 場 所 日田市役所7階 大会議室
- 3 出席委員
 - 1番 石井照久 12番 川津清則
 - 2番 松原忠雄 13番 財津満寿光
 - 3番 横田秀喜 14番 中島浩司
 - 5番 左原三枝子 15番 美野英俊
 - 6番 綾垣和子 16番 伊藤明美
 - 7番 森 克男 17番 原田文利
 - 一笛 林 九刀 11 笛 凉山入村
 - 8番 飯田隆 18番 財津政美
 - 9番 湯浅正徳 19番 髙瀬義徳
 - 10番 川津美利
 - 11番 河津裕治
- 4 出席事務局職員

局長 渡邉城二 係総括 椋本富夫 主幹 田中さおり 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事補 河野宏知

3月定例総会議事日程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
- 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
- 第5号 現況証明書(非農地証明書)の発行について
- 第6号 4月調査委員の選任について

6 報告

- 第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画(案)について
- 第2号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について
- 第3号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件
- 第4号 農地法施行規則第53条第1項第11号該当による届出の件
- 第5号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件

7 その他

(1) 2月戸別訪問集計表について

(2) 4月現地調査

日 時 4月23日(金)午前9時~ ※調査委員のみ

(3) 4月調查委員会

日 時 4月28日(水) ※会長、副会長、調査委員

(4) 4月定例総会

日 時 5月10日(月)午後2時00分~ 会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

4月20日(火)役員会(役員) 4月22日(木)常設審議委員会(大分市)(会長)

- (6) その他・「3月分農業委員会活動記録簿」の提出日
 - ・ 「3月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

事務局長 (渡邉城二)

それでは、ただいまより定例総会を開会いたします。本日は、4番、江藤義幸委員より欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。

総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員18名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規 定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上発言をされる場合は挙手をして、議長が 指名をした後に発言されるようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにしていただけますようお願いいたします。 それでは、本日の総会を議事日程に従い、進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が、会議の議長 を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議 長 (石井照久)

改めまして、こんにちは。昨日ですね、コロナの関係ですが、また日田から 1 名感染者が出ました。定例総会後にですね推進委員の方々との意見交換会を予定をしております。なるべく時間短縮で会を進めたいと思います。農地法第 4 条、第 5 条に係る許可権限が 4 月 1 日付で、県から日田市に移行されております。今回の審議案件分からですね、調査委員会を開催しております。より慎重な審議をお願いしたいと思います。着座して議事を進行してまいりたいと思います。

それでは、会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。

(なしの声)

議 長 (石井照久)

それでは、議事録署名委員は、2番、松原忠雄委員、7番、森克男委員、両名にお願いしたいと思います。

次に議案の訂正でございます。事務局、議案の訂正がございますか。

事務局 (椋本富夫)

議 長 (石井照久)

事務局からです。今回は議案訂正はございません。

ありがとうございます。では早速、議案の審議に入りたいと思います。今回の調査委員は、4番の江藤義幸委員、12番、川津清則委員、15番、美野英俊委員でございます。調査委員長は、12番の川津清則委員でございます。川津清則委員、お願いいたします。

それでは現地調査の結果とですね、感じたことを一言お願いいたします。

調査委員 (川津清則)

今月の調査委員の川津でございます。 3月25日、江藤委員、美野委員、事務局と現地を見てまいりました。 ご審議のほど、よろしくお願いしたいと思います。

議 長 (石井照久)

ありがとうございます。それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件、7件でございます。事務局は説明をお願いいたします。

事務局 (田中さおり)

私のほうから、議案第1号、農地法3条について説明いたします。今月は7件ございます。

まず、議案集の1ページ目の21番の案件です。申請地が大字求来里○と○で、台帳地目が田の2筆合わせて2,858㎡です。譲渡人が神来町の○さんで、高齢で後継者がいないため譲り渡したいということで、譲受人、神来町の○さんが譲り受けて規模拡大したいということで申請が出ております。場所のほうですけれども、神来町の公民館、この辺があやめ台なんですけれども、あやめ台の所をずっと行きまして神来町公民館のすぐ近くの農地になります。こちらが航空写真になります。こちらが字図で、2筆あり、申請地は隣接していなくて1筆間に

入っておりまして、こちらが○の現況の写真で、こちらが○の現況の写真となっております。譲受人の○さんのほうは年齢が○歳ということですが、別居ではありますが市内に息子さんがおりまして、2人で耕作していきたいということで、今回申請が出ております。

続きまして、22番の案件です。大山町西大山〇と〇で、台帳地目が田の2筆合わせて3,325 ㎡です。譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人から希望があり譲り渡したいということで、譲受人、大山町の〇さんで譲り受けて規模拡大したいとのことでございます。場所のほうですけれども、大山の212号沿いの〇さんとかですね、〇さんの側の農地になります。こちらが航空写真になりまして、こちらが字図になります。こちらが〇の現況の写真で、こちらは畑として栗とか銀杏とか植えてあるのですけれども、これはこのまま畑として利用したいとのことです。こちらが〇の現況の写真で、こちらは水稲をしていきたいということでございました。

続きまして、議案集の2ページで、23番の案件です。大字山田〇で台帳地目が畑の23㎡で、譲渡人が山田町の〇さんで、農地が狭いので隣接農地の所有者に譲りたいとのことで、譲受人が山田町の〇さんで、譲渡人から希望があり譲り受けたいとのことでございます。場所のほうが、山田町公民館のすぐ近くの大鶴熊取線沿いの農地になりまして、こちらが航空写真です。こちらが字図で、赤いところが今回の申請地で、横に既に譲受人さんの農業用倉庫が建っておりまして、こちら側が2か月ほど前に3条で譲受人さんの〇さんが購入した農地になります。こちらが現況の写真で間に挟まれたようになっておりますので、譲り受けて管理していきたいということで申請が出ております。

続きまして、議案集の24番で、大字日高〇と〇の2筆で、台帳地目が田の2筆合わせて3,490㎡で、譲渡人が日高町の〇さんで、体調不良で後継者がいないため譲り渡したいとのことで、譲受人が日高町の〇さん。譲渡人から希望があり譲り受けたいとのことでございます。場所のほうですが、古金町のほうになるのですけれど、〇さんとか、ここはニュータウン日高になるのですけれども、そこのちょっと北側の農地になります。こちらが航空写真で、こちらが字図の〇のほうで、こちらが〇の字図になります。ちょっと、これが航空写真を拡大したもので、ちょっと広いのですけれども隣接した農地となっております。こちらが〇の現況の写真で、こちらが〇の現況の写真です。ちょっと荒れてるのですけれども、こちらを畑として利用したいということで申請が出てお

ります。今回この申請を受けるにあたって、2号議案で出ますが、1件、譲受人さんの〇さんが、違反転用して おりましたので4条申請を出していただいて、是正してからこの申請を受けたような形になっております。

続きまして、25番の案件です。前津江町大野の〇と〇で、台帳地目が田の2筆合わせて651㎡で、譲渡人が大分市の〇さんで、自宅から遠く耕作できないため譲り渡したいということで、譲受人が城町2丁目の〇さんで、譲り受けて規模拡大したいとのことでございます。場所のほうですけれども、前津江の振興局のほうをずっと西に行って、座目木の消防格納庫の近くになります。こちらは航空写真で、こちらが字図になります。こちらが現況の写真になりまして、こちらの譲受人さんは城町の在住ではありますけれども、実家のほうが前津江町にありまして、一緒にご実家の方、ご家族と耕作されており、ほかにも農地を前津江にも持っておりますので、今後も同じように耕作していきたいということで今回譲り受けたいということで申請が出ております。

続きまして、26番の案件で、大字三和○ほか3筆で、台帳地目が畑の4筆合わせて5,162㎡で、譲渡人がうきは市の○さん。譲受人が清岸寺の○さんで、譲渡人さんの○さんが県外居住のため、管理出来ないので譲り渡したいということで、譲受人さんの○さんが譲り受けて、育苗畑として利用したいということで申請が出ております。場所のほうですけれども、財津町の○とかのちょっと北側の農地になります。こちらが航空写真です。こちらが○の字図で、こちらが残りの3筆の字図になります。こちらが航空写真を拡大したもので位置関係はこういう形になっております。隣接はしていないのですが近所ということになります。こちらが○の現況の写真で、このハウスのほうはこのまま譲受人さんが利用したいということで計画しております。こちらが○で、残りの2筆がこのような状況になっております。こちらのほうですけれども、譲受人の○さんのほうは、新規就農という形で今まで農地を持ってはいないのですけれども、会社の役員さんをされておりまして、そこの会社が新しく事業を立ち上げるということで、杉とかの苗を育てる山林事業みたいなものを立ち上げるということで、今回、○さんがこちらを購入してポット苗を育てたいということで、譲り受けたいという申請が出ておりまして、2人でやっていきたいということで申請が出ております。

続きまして、4ページです。27番の案件で、大字西有田〇、台帳地目が田の1,567㎡で、譲渡人が若宮町の〇さんで、相続したが管理できないため、譲り渡したいとのことで、譲受人が上手町の〇さんで、譲渡人からの

希望があり譲り受けたいと申請が出ております。場所のほうですけれども、北部中学校の近くで、ちょっと北西側の位置になります。航空写真がこちらで、こちらが字図になります。こちらが現況の写真で、こちらのほうはこのまま田として利用したいということで申請が出ております。3条のほうが以上7件で、現地調査にご同行いただいた川津委員に一言いただきたいと思います。

調査委員 (川津清則)

私たちが見た限り、3条7件、特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

事務局(田中さおり)

チェックシートの説明をいたします。資料No.1のほうをごらんください。 3条のほうが、1ページ目と 2ページ目になりますが、全ての項目に該当しないということが許可の条件になりますが、書類審査、現地調査で、全て該当しないということを確認しております。私のほうからは以上です。

議 長 (石井照久)

ありがとうございます。事務局の報告にあるように許可との結論でございます。皆さんの中で何かあればご発言をいただきます。はい、中島浩司委員。

14番 (中島浩司)

14番の中島です。26番の案件、○さん、何か会社の役員をされているということですが、その会社というのはどういう会社でしょうか。

事務局(田中さおり)

○さんの中の役員をされていて、そこの会社が山林事業というか、スギとかヒノキの苗を売る事業を立ち上げるということで、今回この畑を購入したいということでございました。

1 4番 (中島浩司)

はい、わかりました。

議長

(石井照久)

14番

(中島浩司)

議長

(石井照久)

8番

(飯田 隆)

事務局

(田中さおり)

議長

(石井照久)

調査委員

(川津清則)

8番

(飯田 隆)

議長

(石井照久)

よろしいですか。中島委員よろしいですか。

はい。

何かございませんか。はい、飯田委員、お願いします。

8番の飯田です。案件の24番ですね。これを見ると結構畑も、田んぼですが、結構もう、荒れているのですが、これは、また農地に戻るような状況でしたか。大丈夫ですか。

かなり荒れていて、下が少しぬかるんでいる感じになるので、農地としては利用しますけど、作物としてはマコモとかキクラゲとかそういうものを、作りたいということで申請は出ております。

よろしいですか、マコモダケですね。

マコモダケです。

それで大丈夫ならいいんですが、なかなかこれ一回荒れると農地復旧は難しいんじゃないかなと思っています。以上です。

ほかに何かございませんか。

ないようですので、なかったら、この件につきましてですね、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 (石井照久)

ありがとうございます。全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。

次に、引き続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、3件でございます。事務局、 説明のほうをお願いいたします。

事務局 (櫻木悠輔)

それでは私のほうから、農地法4条の申請分について説明いたします。まず、議案集5ページ、4条の申請、 今月3件上がっております。

まず、8番から説明いたします。上津江町上野田の〇、台帳地目が畑で3,375㎡の第2種農地です。申請人が上津江町の〇さん。申請理由が、農地を造成し土地の利便性を高めてその後果樹を栽培したいということで、一時転用となっておりますが、こちらは公共工事の残土で造成するということです。場所が上津江の若林農地開発管理事務所のすぐ向かいになります。航空写真で見ると、このようになっておりまして、字図がこちらです。現在の状況ですけれども、このようになっております。こちらは上から見た様子ですけれども、下からだとこうなっております。上からも下からもちょっと行きづらいようなところなんですけれども、こちらに2.5メートルほど、土を盛りまして、また農地として使えるようにするということであります。

続きまして、9番、日高○で、台帳地目が田で379㎡の第3種農地です。申請人が日高町の○さん。既に倉庫及び駐車場用地として利用しており、許可を受けていなかったための申請で追認案件になります。先ほど3条の説明でありました、3条の24番の方と同じ方です。場所ですが日高町の交差点から上って行った道路沿いになります。航空写真で見ると、このようになっておりまして、こちらが字図です。こちらが現在の状況です。こちらが5年ほど前から倉庫を建てているということで、こちらは追認案件ということで始末書をいただくことになるのですが、この土地が平成26年の7月に売買されて、その後、三年三作ですね、3条の許可がありますと三年三作は、ご自身で耕作をして下さいというものがあるのですけども、それを経過していないまま、倉庫と駐車

場として使われるようになったということですので、これは3条の違反ということにもなりますので、こちらは 通常の始末書ではなくて、過去に違反転用を行った方などに対する少し厳しい文面の始末書というもの、これも 農業委員会の事務局の内規としてあるのですけども、そういった書類をいただくことで、追認を得たいというも のです。

次が6ページに行きまして、10番、渡里の〇ほか、合計3筆になります。〇が台帳地目が畑、〇と〇が田で、合計294.09㎡で、こちらは第3種農地になります。申請人が日ノ出町の〇さん。既に宅地と道路として利用しており、許可を受けていなかったため申請するもので、こちらも追認案件となります。場所は日ノ出町の〇のすぐ裏側になります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、字図がこちらです。こちらは現在の状況です。この3筆が、ちょうど通路のところにまたがっておりまして、〇の部分をちょっと寄ってみますと、この奥の点線のところまで一筆の農地でしたが、通路の部分のみを転用するために、最近分筆をしております。向かって右側の〇、これも奥の点線のところまで農地だったものを分筆しているという状況です。

4条の申請は以上3件になります。ここで現地調査にご同行いただいた川津清則委員にご意見をお伺いしたい と思いますので、よろしくお願いします。

調査委員 (川津清則)

第4条、3件ございまして、9番ですかね。この件については、また特別、追認案件という形で始末書を徴取、続きまして10番、同じく、追認案件、始末書徴取の形でいきたいと思っております。あとの1件については、特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 (櫻木悠輔)

ありがとうございます。では、次にチェックシートのご説明をいたします。お手元の資料のNo.1をごらんください。4条については、今月が3ページと4ページ、こちらのチェックシートの項目に該当しないことが、4条の許可を出すための要件となりますが、書類の審査、そして現地調査におきまして、いずれの項目にも該当しない、つまり問題がないことを確認いたしました。事務局からは以上です。

議長

(石井照久)

ありがとうございます。事務局の議案説明によりますと、9番と10番が追認案件で始末書ということでござ います。ほかは問題はないということでございます。皆さんの中で何かあればご発言をいただきます。ございま せんか。中島浩司委員どうぞ。

14番

(中島浩司)

14番、中島です。9番の件ですけど、厳しい始末書ということですけど、今後こういうことというのは、た だの始末書で終わると、今後こういう案件というのはまた出てきそうな気がしますので、十分厳重に注意、罰金 というようなことにはならないんでしょうけど、十分厳重に注意した上で、始末書を取っていただきたいと思い ます。それと、もう1点、10番の案件ですけど、どちらも田んぼを潰して道路を拡張しているみたいに見受け られるんですけど、これは私道(わたくしどう)ですか、それとも、市道になるんですか、事務局お願いしま す。

事務局

(櫻木悠輔)

これは私道(わたくしどう)になるようですね。もう、あくまでも通路のようなもので、いわゆる公道という ものではないというところです。

14番

(中島浩司)

わかりました。広さが結構あるみたいだったので、もし公道であれば、何でこういう形になったのかなと思い ました。以上です。

議長

(石井照久)

14番

(中島浩司)

議長

(石井照久)

中島委員、よろしいですか。

はい。

ほかに何かございますか。はい、小山委員お願いします。

推進委員 (小山一善)

9番については厳しい始末書ということですが、かつて、非常に安易にこういうことをした人については、始末書という作られたものに住所、名前、捺印ということで、済ませていたのですけれども、厳しくするという対応には、やはり本人の自筆で始末書を書かせて、そして、住所、氏名、捺印ということになると思うんですけども、そして、今後あとはないよ、というくらいの厳しいに指導しないと、今後について、簡単に始末書をすればいいよというような前例を作ってはならないし、今日からいよいよ権限移譲ですから、まず最初が大事と思いますので、その点をよろしくお願いします。

議 長 (石井照久) 推進委員 (中島幸一郎)

はい、わかりました。小山委員の言われるとおりに厳しくいたします。ほかに。中島委員どうぞ。

推進委員の中島ですが、先ほど飯田議員からですね、(第1号議案の) 24番についてのご質問があった際に、現地がかなり荒れていて農地になるのだろうかということで、私も一瞬そんなふうに思ってしまったんですけど、農地にしますよ、今後作りますよ、キクラゲを作りますよって、その後ですね、実際的にほんとにやったのかやらなかったのかとかいう、追認調査とかはないんですかね。言葉だけだったら、何とでもできるような気がするのですけれど、こんなものなんですかねと思って。4条のほうもありますから、同じような○さんですね、ですからちょっと、そこらあたりはどうなのかなという不安があったんですけど。

議 (石井照久) 事務局 (櫻木悠輔)

事務局よろしいですか。

こういった追認案件だったりがあったその後の調査というのは、全件行っているわけではないのですけれども、今回の案件に関してはですね、現に3条申請も出ておりまして、またこれが3条許可を出した分がまた変に扱われると、大変よろしくないということなので、これに関しては少しちょっとまた時間が経過した後に追跡を行うとか、そういった方向で検討をしておるところであります。

推進委員 (中島幸一郎) 議長 (石井照久)

わかりました。

ほかに何かございませんか。なければこの件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか、ご賛同いた だける方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 (石井照久)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。

続きまして、7ページですね、議案第3号ですね、農地法第5条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。

事務局 (櫻木悠輔)

続きまして、5条の申請、議案集7ページ。今月は4件上がっております。

まずは8番、天瀬町馬原の〇で台帳地目は畑になりまして、154㎡の第2種農地です。譲渡人が、福岡市の〇さん。譲受人が大野城市の〇さんです。申請理由は駐車場用地ということですが、すぐ隣に、先日、譲受人の〇さんが、〇さんから買受けた住居があるんですけども、ここが駐車場がないということで、その分を転用をしたいということです。場所は豊後中川駅から高塚に上がる途中、〇のところから湯山方面に曲がってしばらく進んだところです。航空写真で見るとこのようになっております。字図がこちらです。こちらが現在の状況です。

次が9番、田島○、台帳地目が田で、1,878 ㎡の第3種農地です。譲渡人が上城内町の○さん。譲受人が○さんで、申請理由は宅地分譲用地となっております。場所は、日田高校の東側で、すぐ東側に○さんがあるのですけれども、そこの裏手になります。航空写真がこのようになっておりまして、字図がこちらです。現在の状況がこのようになっております。

次に8ページにいきまして、10番、大山町西大山〇と〇、台帳地目が田で、1,424㎡の第2種農地です。譲渡人が大山町の〇さん、譲受人が〇で、申請理由が事務所及び給油所用地として利用したいということです。場所は、〇の裏、今度開通しましたバイパス沿いに〇を移転させたいということです。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。今回申請が上がっている分が、この赤く囲ってあるこの2筆になります。こちらが現在の状況です。この2筆ですけれども、去年の11月の総会で農振除外の議案として上がっておりまして、そこでも少し触れましたけれども、平成31年の1月開催の総会で、現在の所有者の方に3条許可が出たもので、許可後三年三作のご自身で耕作するという原則がありますけれども、時期的にまだその要件は満たしてないものになります。ただ、現在の〇が老朽化していることであったり、農業者の公益性にかかることなどを勘案して、例外的に転用を認める方向で、今回も議案に上げているものです。

最後に11番、友田〇で、台帳地目が田の3,483㎡の第3種農地です。譲渡人が日ノ隈町の〇さん。譲受人が〇さんで、申請理由が宅地分譲用地ということです。場所は友田の〇の向かい側、昔〇さんがあったところ、すぐ南側になります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況です。すぐ北側、この写真で見ると手前側に、もうきれいな道路が出来ているのですけども、ここにも分譲地が広がっておりまして、そちらが第1期分、今回の分が第2期の分譲用という区画になっているようです。

5条の申請は、以上4件になります。ここで、現地調査にご同行いただいた川津委員にご意見をお伺いしたい と思いますので、よろしくお願いします。

調査委員 (川津清則) 事務局 (櫻木悠輔) 5条4件につきましても、私たちが見た限り特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。では次にチェックシートのご説明をいたします。お手元の資料のNo.1、5条については、5ページからですが、こちらのチェックシートの項目に該当しないことが、5条申請の許可を出すための要件となりますが、書類の審査、現地調査におきまして、いずれの項目にも該当しない、つまり問題がないということを確認いたしました。事務局からの説明は以上です。

議長 (石井照久)

ありがとうございます。事務局の議案説明にあるようにですね、問題がないというような意向でございます。 皆さんの中で何かあればご発言をいただきます。はい。中島委員どうぞ。

14番 (中島浩司)

14番、中島です。10番の案件なんですけど、以前から出てきているのですけど、最初からこれぐらいの規模でやりますっていうような形で、最初に一括して購入という形は何で取らなかったんでしょうか。前回もそういうふうに言われたような気がするのですけど、法律的には全然問題ないと思うんですけど、何かこう少しずつ買い足していくというところが、どうも腑に落ちないところがあるんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

議 長 (石井照久) 事務局 (櫻木悠輔)

はい、事務局よろしいですか。

事務局からの回答としては、法定の要件、基準等に該当している場合はですね、当然申請者なり代理人の方に、どういう状況か、計画などはお伺いするのですけれども、やはり、そこがそのとおりにいかなかったり追加で農地の取得があったりということはありますので、事務局として、それだけで疑うというのは難しいところです。また、当然いろいろお話をお伺いはするんですけれども、それが契約の時点で少し変わったり追加があるだけで、許可を出すための要件に影響が出るまでにはならないものもあります。

14番 (中島浩司)

わかりました。今回の購入側が〇さんということで、しっかりしたところなので、その辺は大丈夫だと思うのですけど、今後やっぱり権限移譲になっているので、気をつけてやっていただきたいと思います。

議長 (石井照久)

はい。わかりました。いちばん最初に出てきた計画は事務所だけでした。そのあとにガソリンスタンドがついてきました。原則としてですね調査委員会で決定したことを私たち役員は支持したいと思います。また三年三作していないという件に関しましては、調査委員会の中で意見も出ました。その中でですね、実際三年三作しないと悪いとかいう基準がございますので、そのあたり話を調査委員会の中で、私と松原副会長も参加して話をした

結果、公共性が一番とですね、老朽化、それとまた耐震性がないんです。そういうことでですね、公共の施設であり、もし、大きな地震とか来た時にですね、農業委員会が取り下げの指導したからといって出来なかった場合はですね、利用者の方々がもし大きな地震とかになって、けがをされたりとかですね、した時とか本当に困るので、今回だけですね特別にというか、耐震性がないということで、老朽化とあわせてですね、調査委員会で決めたものでございます。全てですね調査委員会の委員長はおりますけど、決まったことをですね、私たちは支持したいと思いますので、よろしくお願いします。

何かほかにございますか。なければですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 (石井照久)

はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。

委員長さんお疲れでございました。一言お願いいたします。

調査委員 (川津清則)

今年度の4月からですね、新しい形で日田市が決定権を持つということで、会長が先ほど言われました現地調査の後にですね、調査委員会というのを行いまして、そこで審議した内容というのも、皆様で検討していただくような形になって、改めてですね、農業委員という重さを感じた次第であります。皆様もこれから、そういう面に立ち会うこともあると思いますので、そういう時にはですね、事務局と委員会との話を持って進めていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

議長 (石井照久)

大変お疲れでございました。

それでは、9ページです。議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。新規40件、再設定18件、中間管理事業1件、中間管理事業一括方式1件、解約3件、解約中間管理事業4件、所有権移転1件、でございます。本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より、農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断が依頼され、また本市の基本構想に適合するとともに、権利者が経営地の全てを効率的に利用し、必要な農作業常時従事するものとして作成されたものです。ここで先にですね、議事参与の方がおられます。〇の件ですね、〇ページ、No.〇、借り手、〇、それと〇ページ、No.〇、借り手、〇の件です。〇番、〇委員、退室をお願いいたします。

(○委員 退席)

議長

(石井照久)

(はいの声)

議長

(石井照久)

ありがとうございます。

(○委員 着席)

議 長 (石井照久)

それでは、残りの案件に対しまして、委員のエリアにおいて確認をお願いしたいと思います。問題があれば、 挙手してご発言を願いたいと思います。はい。何かございますか。はい。ないようでございますので、計画要請 の内容は、別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件 を満たしていると考えます。ご意見がほかになかったら、ご承認いただきましょうか。

それはですねこの件に関しまして、よろしいでしょうか。

(はいの声)

議長

(石井照久)

はい、ありがとうございます。

事務局 (太郎良悠希)

45ページです。議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行について、4件でございます。事務局説明のほうをお願いいたします。

議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行についてご説明いたします。今月は4件申請がありました。まず、番号12、上津江町川原○で、地目は台帳が田、現況が原野、面積が1,889㎡です。申請人は日田市上津江町の○さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するためで、発行基準の4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くには、道の駅かみつえがございまして、そこからもう少し進んでいったところです。○の裏手になるところです。航空写真で見ると、このようになっております。写真が少し古いので、きれいな農地のようになりますが、後ほど現況の写真をご覧いただこうと思います。字図はこのようになっております。現況の写真はこのよ

続きまして、番号13、大字友田〇、地目は台帳が畑、現況が宅地の面積が172㎡です。申請人は福岡県福岡市の〇さんです。申請理由は昭和47年4月1日に農地法第4条の許可を受けたものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所のご説明いたします。近くには〇さんがございまして、あとは星隈公園があるようなところで、赤く丸をしているところです。航空写真は、このようになっております。赤く囲んでいるところが申請地で、これからも家が建っているのが見えると思います。字図はこのようになっております。現況の写真はこのようになっておりまして、令和2年末に家自体は取り壊されたような記録がございまして、ただ現況は農地と言える状況でもないですし、実際に転用許可を受けていた建物が建っていたのも確認出来ておりますので、発行基準2に当てはまるものと考えております。

うになっております。赤く囲んでいる手前、画面の下側のところが申請地です。

続きまして、番号14、大字高瀬〇で、地目は台帳が田、現況は雑種地、面積が265 ㎡です。申請人は日田市大宮町の〇さんです。申請理由は、平成8年12月26日に駐車場用地として農地法第5条の許可を受けたものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、こちらも発行基準2に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くには〇がございまして、あとは〇さんがございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。同じものの字図がこちらです。現況の写真はこのようになっております。

続きまして、番号15、大字高瀬○と○で、地目は台帳が田と畑、現況はいずれも宅地の面積が合計で 441 ㎡です。申請人は東京都の○さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するためで、既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するもので、発行基準5に該当するものです。建物等が設置されている場合は、その土地の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものとなっております。20年以上経過していることについては固定資産関係の資料や航空写真で確認がとれております。場所のご説明をいたします。高瀬小学校からもう少し奥に進んだところで、赤く丸をしているところが申請地です。航空写真で見るとこのようになっております。字図がこちらです。現況はこのように家が建っておりまして、画面奥の電柱の根本に、若干見えているところ、ここが○の土地になります。そちらはこのようになっておりまして、倉庫のようなものが建っているのが見えるかと思います。以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうと思います。

推進委員 (石川元和) 推進委員 (木薮一敏) 推進委員 (三答成一) 上・中津江地区推進委員の石川です。先月、現地調査に参りまして、特に問題はないと思われます。

推進委員の木薮です。13番の三郎丸の件ですけれども、別に問題はございません。

14番、15番の高瀬の2件の件も何も問題ないと思います。

事務局 (太郎良悠希) 議 長 (石井照久)

ありがとうございました。私からは以上です。

ありがとうございます。何か今の非農地証明について何かご質問のある方おられますかね。よろしいでしょうか。

(はいの声)

議長 (石井照久)

それではですね。現況証明、非農地証明を発行いたします。4件につきまして発行いたしたいと思います。

続きまして、47ページの議案第6号、4月調査委員の選任についてです。私のほうからですね、ご指名させていただきます。8番、飯田隆委員、10番、川津美利委員、14番、中島浩司委員の3名の方々にお願いしたいと思います。調査委員長は、8番の飯田隆委員でございます。よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、6番、報告です。事務局、説明をお願いします。

報告第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画(案)について

報告第2号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について

報告第3号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件

報告第4号 農地法施行規則第53条第1項第11号該当による届出の件

報告第5号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件

7番 その他

- (1) 2月戸別訪問集計表について
- (2) 4月現地調査日 時 4月23日(金) 午前9時~※調査委員のみ
- (3) 4月調査委員会日 時 4月28日(水)※調査委員のみ
- (4) 4月定例総会日 時 5月10日(月) 午後2時00分~ 会場:7階大会議室
- (5) 行事日程4月20日(火)役員会(役員)4月22日(木)常設審議委員会(大分市)(会長)
- (6) その他・「3月分農業委員会活動記録簿」の提出日
 - ・ 「3戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年5月10日

議 長 会 長

署 名 委 員 2番

署 名 委 員 7番